

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県松本市	1	再生可能エネルギーの導入促進	高圧系統へのN-1電制による再エネ接続	系統の空容量のない地域において、より多くの際エネ電源を接続することができる	N-1電制は特別高圧系統のみ適用	電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45に基づく「送配電等業務指針」第55条	高圧系統へのN-1電制による再エネ接続を可能とする措置	経済産業省	2022年度中の導入を目指している「N-1電制の本格適用」では、高圧の系統へ連系する電源についても、別の電源を電制した際には、その別の電源の機会損失費用を事後的に精算することで連系ができるよう、検討を行っています。
長野県松本市	2	異周波数エリア間の電力融通	60Hzエリアに電力融通するための蓄電池からの売電	東西周波数の境界に位置する場所において、低コストで事業展開できることから、東西電力融通を強化することができる	蓄電池設置の認定の時期や計量器の位置によっては、蓄電池からFIT電源として売電できない場合がある	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号ロ	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売買取電を可能とする措置	経済産業省	<p>現行FIT制度において、事後的に設置した蓄電池を用いて売電する場合、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになるため、認定時点の調達価格での売電を認めておらず、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。なお、FIT認定を新規に申請する段階で、最初から蓄電池を併設する計画とすることは、現行制度においても可能となります。</p> <p>また、FIP制度においては、2022年度以降、新規にFIT認定を受けた事業が、FIP制度に移行する場合には、蓄電池の変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力より大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽光電池側に新設又は増設する変更）は価格変更事由に該当しないこととする予定です。</p>
長野県松本市	3	仮想発電所(VPP)の導入	太陽光発電 + 蓄電池 + EVをVPPで制御	電力負荷の平準化を図ることで、電力の安定供給に寄与する	蓄電池設置の認定の時期や計量器の位置によっては、蓄電池からFIT電源として売電できない場合がある	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号ロ	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売買取電を可能とする措置	経済産業省	<p>現行FIT制度において、事後的に設置した蓄電池を用いて売電する場合、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになるため、認定時点の調達価格での売電を認めておらず、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。なお、FIT認定を新規に申請する段階で、最初から蓄電池を併設する計画とすることは、現行制度においても可能となります。</p> <p>また、FIP制度においては、2022年度以降、新規にFIT認定を受けた事業が、FIP制度に移行する場合には、蓄電池の変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力より大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽光電池側に新設又は増設する変更）は価格変更事由に該当しないこととする予定です。</p>
長野県松本市	4	生涯健康情報の電子データ化	アナログ情報の電子データ化、データ連携 出生前から終末期までの情報を電子データ化し、本人、医療機関、介護施設、薬局などが常に最新情報にアクセスできるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断結果等の永年保存を義務付けることでデータの消失を防ぎ、長期的な活用を可能とします。 マイナンバーカードに、病歴、調剤データなどを連携することにより、病院での問診票記入が不要となり、待ち時間が短縮されます。 医療機関や介護施設でその都度同じ説明をしたり、同じ内容を記入しやすくなることとなります。 紙媒体ではないので過去の予防接種記録などを紛失することが防げます。 	<p>以下の情報は、保存年限が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校健康診断票 5年間 事業主健康診断個人票 5年間 診療録 5年間 処方箋 3年間 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法施行規則第28条及び学校保健安全法施行規則第8条第4項 労働安全衛生規則第51条 医師法第24条第2項 薬剤師法第27条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第6条 <p>など</p>	健康診断結果等の永年保存義務付け	<p>文部科学省</p> <p>法定保存年限が定められている文書であっても、なお保存の必要があると認められる場合は、御提案の自治体における文書管理に係る条例・規則等に基づき、保存年限を超えて当該文書を保存できると認識していますので、御提案の自治体において、必要な対応をとっていただきたいと考えています。</p> <p>厚生労働省</p> <p>保存年限に係る規定については、事業場における労働者の健康確保措置や保険者による保険事業等を行うに際し、過去の健康診断結果の経年変化等を踏まえた対応ができるよう、他の制度の保存年限も考慮し、必要最低限度の保存年限を義務付けているものです。一方で、長期保存に係る事業者や保険者等の負担を考慮すると、一律に保存年限を永年保存とすることは困難です。なお、現行制度においても、保存年限を超えてこれらの情報を保管することを妨げるものではありません。</p>	
長野県松本市	5	出かける医療機器による地域医療の高度化	移動医療サービスを段階的に高度化 【第3段階】 移動する診療所 車両に医療機器を搭載し、車両自体を診療所化する。	<ul style="list-style-type: none"> ①従来型対面診療、②車両を用いないオンライン診療、③車両を用いたオンライン診療、④移動する診療所と4つのメニューを揃えることで、多様な医療ニーズにこたえることができます。 病院や診療所内の混雑が緩和され、院内感染等の2次感染リスクが軽減されます。 車両内診療から服薬指導までシームレスに行うことができます。 車両自体を診療所化することで、市内に6ヶ所ある市立診療所の建物及び医療機器にかかるコストを削減できます。 <p>診療所の中には週1回、1時間だけの診療のところもあります。</p>	<p>医療を提供する場所として、そもそも車両が定義されていません。（車両における構造要件や医療行為について、明確な基準がありません。）</p> <p>医療機器を車両搭載する場合の品質・安全性に関する基準がありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第1条の2第2項 医療法施行規則第1条 オンライン診療の適切な実施に関する指針V-2-(2)-① 医療法第23条 医療法施行規則第16条第2項 医療法施行規則第1条の11第2項第3号ハ 薬機法第23条の2の5 薬機法第23条の2の5第8項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令 	<p>所在地のない車両を医療提供施設と認定できる基準の整備</p> <p>医療機器を車両に安全に設置する上で必要な基準の整備</p>	<p>厚生労働省</p> <p>「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）において、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には、診療を行うことができる構造となっている巡回診療車において医療を提供することが可能であると示しているところです。巡回診療車を活用した医療提供は広く実施されており、改めて基準を整備することは不要であると認識しております。</p> <p>医療機器を車両に搭載して使用できるものとして製造販売する場合は、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に与える影響を評価した上で、必要に応じて承認（認証）事項一部変更承認（認証）を受けて下さい（車載電源の追加等）。なお、求められる対応は医療機器によって異なるため、疑義がある場合は、審査を担当するPMDA又は登録認証機関に個別に相談して下さい。</p>	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県松本市	6	マイナンバーカードの徹底活用	マイナンバーカード交付時における本人確認がオンラインでできるように緩和	取得の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得を促進する。	【15歳未満】「個人番号カード顔写真証明書」に法定代理人が必要事項を記載し、持参。 【高校・大学生】学生証を持参。（コピー不可） 【施設入所者】「個人番号カード顔写真証明書」に施設長が必要事項を記載し、持参。 【自宅介護者】代理申請が実質困難。	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第4-3	本人の来庁が困難な場合、スマートフォン等を使ったオンラインによる本人確認を可能とする措置	総務省	マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うための基盤となるものであることから、なりすまし等による不正取得等を防ぐため、病気・身体の障害その他やむを得ない理由により交付申請者が来庁することが困難であると認められる場合を除き、申請時又は交付時に市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとしているところ。また、交付申請者が来庁することが困難であると認められる場合においても、代理人が申請者本人の本人確認書類を持参して来庁し、代理人及び申請者本人の本人確認を行う等の措置を行った上で、カードを代理交付する等、厳格な本人確認を担保しております。 仮に、オンラインで提出された本人確認書類（運転免許証等）の画像等のみで本人確認を行う場合、本人確認書類そのものやその撮影した画像が改ざんされるおそれがあり、不正取得等のおそれがあります。
			マイナンバーカード券面への性別記載廃止（運転免許証のように）	取得および利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	「個人番号カード」の記載必要事項の一つに「性別」が含まれている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第7項	第2条第7項の記載必要事項から「性別」を削除	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの券面表示のついては、マイナンバーカードは地域を限定せずに本人確認書類として使用されるものであることから、ご提案は特区で実現する提案としてなじまないものと考えます。
			整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用	利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	令和3年10月より開始のオンライン資格確認において整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージ施術所、訪問看護ステーションは対象外となっている。	・健康保険法第3条第13項 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第23条 ・保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領第1	整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用を可能とする措置	厚生労働省	マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」（令和2年10月30日閣議後記者会見で公表）において、訪問看護や柔道整復・あんま・はり・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討することとしています。 具体的には、令和3年度は「オンライン資格確認等に関する医療機関等への導入支援及び医療保険者、医療機関等への周知広報等事業」等で整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用に関する調査研究を行っております。